

## 静岡英和学院大学短期大学部の自己点検評価及び第三者認証評価の 受審について

(2015年5月20日 短期大学部教授会決定事項)

静岡英和学院大学短期大学部の次回の自己点検評価及びこれに対する第三者認証評価の受審を次のとおり実施する。

1. 第三者認証評価の受審年度は、2017年度とする。
2. 第三者認証評価の受審機関は、日本高等教育評価機構とする。
3. 自己点検評価は2015年度及び2016年度とし、それぞれの年度の自己点検評価結果を公表する。
4. 第三者認証評価受審後の自己点検評価の実施周期は5年とする。ただし、自己点検・評価実施委員会及び教授会で決するときは、その限りでない。
5. 自己点検評価の実施方法は次のとおりとする。
  - (1) 日本高等教育評価機構の自己点検評価報告書の様式に従い、報告書を作成する。
  - (2) 自己点検評価の項目には、法人部門及び学院全体の財務部門も含める。
  - (3) 自己点検評価を実施する各年度の5月1日現在の状況に基づき、自己点検評価報告書を作成する。
6. 静岡英和学院大学短期大学部自己点検・評価に関する規程第6条の規定に基づき、小委員会を設置し、その設置要綱を別紙のとおり定める。